

生鮮食品の原産地表示の今後のあり方について (生鮮食品の原産地表示(その3))



報告書骨子案

1. 生鮮食品の原産地表示の現状

(1) 原産地表示の基本的考え方(一般ルール)

2. 生鮮食品の原産地表示に関する問題点と今後の方向

(1) 外国から生体を輸入し国内で飼養した畜産物に関する特例(いわゆる3ヶ月ルール)の対応方向

(2) 地名を冠した銘柄牛の表示の対応方向

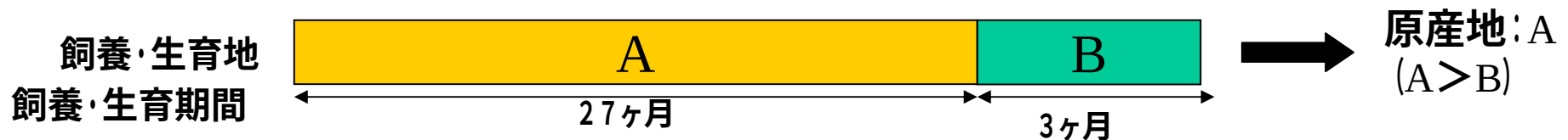
(3) その他

1. 生鮮食品の原産地表示の現状

(1) 原産地表示の基本的考え方 (一般ルール)

- ・原産地とは、原則として当該農畜水産物が生産 (採捕) された場所。
- ・ただし、畜産物、水産物の場合、その飼養過程、育成過程の中で、産 地を移動する場合がある。
- ・複数の産地を経由した場合、もっとも期間の長い場所 (主たる飼養地又は主たる養殖場) を原産地として表示するルールとなっている。

例) 基本的な原産地の考え方



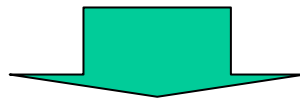
2. 生鮮食品の原産地表示に関する問題点と今後の方向

(1) 外国から生体を輸入し国内で飼養した畜産物に関する特例の対応方向

「牛を生体輸入し、3ヶ月（豚では2ヶ月、牛・豚以外では1ヶ月）を超えて国内で飼養した場合、国産扱い。」（いわゆる3ヶ月ルール）について基本ルールと整合性を図る必要があるか。

（前回の議論）

- ・消費者とすれば、「一番長く飼われていたところ」を表示することが自然、かつ、わかりやすい。
- ・「3ヶ月ルール」を今後とも続けていく合理的な理由は見つけにくい。
- ・表示のルールはわかりやすいこと、誤認を与えないことが重要。



（今後の方向）

「3ヶ月ルール」を廃止し、JAS法の基本ルール（主たる飼養地を原産地として表示）に整合を図ることとする。

(2) 地名を冠した銘柄牛 (豚、鶏) の表示の対応方向

地名を冠した銘柄牛の場合、主たる飼養地が属する都道府県と銘柄に冠した地名が属する都道府県が異なる場合があるが、これについてどう考えるか。

(前回の議論)

- ・「〇〇牛」のみでは、消費者に〇〇という土地が原産地であるという誤認を与える可能性。
- ・一方、銘柄牛は、長い歴史の中で高品質な牛肉を供給するブランドとして確立されてきたもの。
- ・JAS法に基づく原産地と銘柄の地名はそれぞれの意味があり、分けて考えるべき。



(今後の方向)

- ・地名が冠された銘柄牛の場合、JAS法に基づく原産地は、単に「国産」である旨を表示するのではなく、

銘柄とは別に、JAS法上の原産地 (主たる飼養地) を「都道府県名 (又は市町村名その他一般に知られている地名)」で表示することとする。

※ ただし、銘柄に冠された地名が、JAS法上の原産地 (主たる飼養地) と一致する場合 (都道府県名、当該都道府県域内の郡名及び市町村名、当該地域を含む旧国名等) には、銘柄に冠されたその地名をもってJAS法上の原産地表示とみなす。

- ・豚、鶏等牛以外の畜産物にも、上記の考え方を準用する。

[対応方向のイメージ]

○銘柄に地名が冠された銘柄牛（豚、鶏）については…

注）この資料中、「○○」は、C県と関連する都道府県名、市町村名、旧国名等の地名を示す。

（現行）

畜産物の場合、JAS法に基づく
原産地表示は、「国産」である
旨を表示

（表示例）

○○牛（国産）

銘柄に冠された地名（「○○」）が、JAS法上の原産地（主たる飼養地）であると認識される。

（対応方向）

① 原産地：B県
（B＞A、C） である場合



銘柄とは別に、JAS法上の原産地を「都道府県名（又は市町村名その他一般に知られている地名）」で表示

○○牛 B県産

② 原産地：C県
（C＞A、B） である場合



※ 銘柄に冠された地名（「○○」）がJAS法上の原産地（主たる飼養地）と一致する場合には、その地名（「○○」）をもって、JAS法上の原産地とみなすことができる。

○○牛 C県産

又は

○○牛

(3) その他

・刺身盛り合わせ等におけるJAS法上の生鮮、加工の分類については、

- 食品衛生法と整合性を図るべき(切断の有無で分類)
- 混合品に加工食品を含むか否かで分類すべき
- 生鮮、加工の他に第3の区分を設けるべき

等の意見が出されたが、結論を得るには至らなかった。

・このため、JAS法における生鮮・加工の分類に伴う基準の見直しについては、現時点で直ちに行うこととはしないが、運用面での改善も含め、今後とも検討を続ける必要がある。